

食品の安全を求めて

農薬にまつわる話題



スーパーマーケットの生鮮野菜コーナーを覗いてみると、色とりどりの食材に食卓の夢がひろがります。ルッコラに生バジル、イタリアンパセリ、これにレシピがあれば私もイタリアンシェフ?とまではいきませんが、手軽に世界の食材が手に入る時代になりました。その一方で、輸入食品等の監視や検査が追いつかず、食にまつわるさまざまな事件が発生しました。

内閣府食品安全委員会が「食の安全性に関する意識調査」を実施したところ、約7割の人が農薬や輸入食品に対し不安を感じているとの回答でした。これは、輸入ホウレンソウの残留農薬問題や無登録農薬の使用など、食にまつわる事件が多発し、農薬や輸入食品のチェック体制や生産者側の食の安全対策に消費者が大きな不安を感じている結果と考えられます。これら事件の反省から、いままでのチェック体制の見直し、強化のため、今回食品安全基本法の制定および食品衛生法の一部改正が行われました。

* * * * *

本年7月1日に施行された食品安全基本法は、食品が生産される現場から消費者の口に入るまで、その安全性を守るための対策を示しています。生産者および製造者は生産食品を追跡調査ができるよう、生産・製造記録および仕入先等の記録を行い、行政はこれらの記録のチェック、及び販売時の品質、表示等の監視を行います。また、行政側はあらかじめ監視計画を作り、その際に消費者に食品の情報を公開するとともに、消費者らの意見を取り入れることが記されています。消費者は

食品についての知識、理解を深めて食の安全についての意見交換(リスクコミュニケーション)に参画することができるようになりました。

また、一部改正が行われた食品衛生法(平成15年8月29日施行)の中でも、輸入食品の監視、検査体制の強化や実施状況が公表されるようになりました。また、残留基準値が設定されていない農薬等(農薬・動物用医薬品・飼料添加物)はいままで未規制でしたが、今回の改正により、一定量以上含まれていた場合は、その食品の流通ができなくなりました(ポジティブリスト制)。



今日、農薬は農産物の安定生産、品質の維持、農作業の軽減化などのため、ある程度の使用は避けられません。また、我が国の食料自給率は40%と低く、輸入食品が重要な食料の一部であることも事実です。農薬の使用や食品の輸入を受け入れつつも、より安全な食生活を守っていく必要があります。

当研究所では、30年以上も前から食品中の残留農薬についての試験に取り組み、現在、県内で高度な分析技術をもった機関として食品の安全対策に努めています。県内に流通する食品の高い安全性と安心を得るため、この技術、知識を今後も最大限に生かして、日々研鑽を重ねて行きたいと思えます。

(生活科学部)